

社会福祉法人久喜市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成30年3月23日 規程 第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の3第1項並びに社会福祉法人久喜市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款（以下「定款」という。）第10条及び第25条の規定により、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。

(3) 費用とは、業務遂行に伴い発生する旅費（鉄道賃、宿泊料）等の経費をいう。また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 評議員の報酬は、定款第10条に定めるとおり無報酬とする。

2 役員に対しては、定款第25条の規定にかかわらず、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員が、理事会、評議員会、監査、委員会等に出席したときの費用については、社会福祉法人久喜市社会福祉協議会役員等の費用弁償規程（平成22年規程第2号）により支給する。

(公表)

第5条 協議会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。